

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成23年11月29日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	旅費の支出について 旅費別途支給に係る県内出張について、県費でも旅費が支給されていたので、返納する必要がある。（県営水道事務所）	旅費の支出について 県費での支給分について、平成23年6月15日に返納させた。今後、県内旅費支給に際し、その支給原因となる行事等の内容を確認し、特に二重扱のないよう職員に徹底した。
検討指示事項	公用車の管理について 水道局及び県営水道事務所で管理している公用車18台について、事務処理の効率化と経費節減のため、リース方式の導入について検討する必要がある。 (水道局)	公用車の管理について 水道局の公用車へのリース導入について、公用車更新のための人件費、保険料、維持修繕費などのトータルコストとリース料を比較検討し、用水供給事業会計で保有する18台と工業用水道会計で保有する2台の併せて20台について、平成24年度からリース方式を導入する方向で検討することとした。